

広島市・長崎市平和式典派遣選考委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市が実施する広島市・長崎市平和式典派遣事業（以下「事業」という。）の参加申込書を受理した場合において、派遣者の選考をするために必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 選考に当たっては、広島市・長崎市平和式典派遣選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、総務部長、総務法制課長及び総務部長が指名する者で構成する。
- 3 委員長は、総務部長とする。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員長代理を指名することができる。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。
- 6 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考方法)

第3条 各委員は、応募者から提出された作文について、事業に参加する目的意識、今後に活かす意欲及び啓発意識を持っているか等を考慮して、10点満点で評価し、委員会においてその合計点を算出する。

- 2 前項の採点結果により順位をつけ、上位の者から派遣者を決定する。
- 3 同点数の者が生じたことにより定員を超えた場合、平和式典派遣事業への応募実績等を鑑みて総合的に評価し、順位を決定するものとする。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総務部総務法制課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。